型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ－2479	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＧＪＳＨ－ＬＤＡ１	マツダ　ＬＤＡ－ＧＪ２ＡＰ、マツダ　ＬＤＡ－ＧＪ２ＡＷ	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号

○国土交通省告示第百十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年十月二十日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年一月二十六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ－2602	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＤＪＰ３－ＤＢＡ１	マツダ　ＤＢＡ－ＤＪ３ＡＳ	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号
㊒Ｇ－2628	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＤＪＳ５－ＬＤＡ１	マツダ　ＬＤＡ－ＤＪ５ＡＳ	〃

○国土交通省告示第百二十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年十一月十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年一月二十六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ－2542	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫＦ－ＶＥ４－１	ダイハツ　ＤＢＡ－ＬＡ１５０Ｓ、ダイハツ　ＤＢＡ－ＬＡ１６０Ｓ、スバル　ＤＢＡ－ＬＡ１５０Ｆ、スバル　ＤＢＡ－ＬＡ１６０Ｆ	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号
㊒Ｇ－2547	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫＦ－ＶＥＴ－１	〃	〃

○国土交通省告示第百二十一号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十七年一月二十六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
15190	ニッサン　ＤＢ－ＡＮＹ12	日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
15191	ニッサン　ＤＢ－ＡＪＹ12	〃	〃

○国土交通省告示第百二十二号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十七年一月二十六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
15127	レクサス　ＤＢ－ＡＧＳＥ20	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地
15129	レクサス　ＤＢ－ＡＧＳＥ21	〃	〃
15971	レクサス　ＤＢ－ＡＵＳＥ20	〃	〃

○国土交通省告示第百二十三号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十七年一月二十六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
16554	トヨタ　ＣＢＡ－ＱＮＣ25	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第百二十四号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十七年一月二十六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
16516	トヨタ　ＤＢＥ－ＮＣＰ50Ｖ	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地
16517	トヨタ　ＤＢＥ－ＮＣＰ51Ｖ	〃	〃
16518	トヨタ　ＤＢＥ－ＮＣＰ55Ｖ	〃	〃
16519	トヨタ　ＱＦＥ－ＮＣＰ52Ｖ	〃	〃

○国土交通省告示第百二十五号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十七年一月二十六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
16930	トヨタ　ＤＢＡ－ＮＣＰ85Ｇ	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第百二十六号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十七年一月二十六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
15700	マツダ　ＤＢＡ－ＤＥ３ＦＳ	マツダ株式会社	広島県安芸郡府中町新地３番１号
15701	マツダ　ＤＢＡ－ＤＥ５ＦＳ	〃	〃
15779	マツダ　ＤＢＡ－ＤＥ３ＡＳ	〃	〃
16929	マツダ　ＤＢＡ－ＤＥＪＦＳ	〃	〃